

呉市子供読書活動推進計画（第3次計画）（案）について

1 呉市子供読書活動推進計画（第3次計画）（案）の概要

(1) 推進の基本方針

ア 策定の趣旨

呉市では、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、平成19年4月に「呉市子どもの読書活動推進計画」、平成24年10月に「呉市子ども読書活動推進計画」（以下「第2次計画」といいます。）を策定し、様々な取組を展開してきました。

その結果、第2次計画実施期間中においては、学校と公立図書館等との連携により『子ども司書』養成講座等の体験活動の充実を図るなど一定の成果が見られました。その一方で、1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合（不読率）の抑制、子供にとって魅力ある学校図書館となるための蔵書等の更なる充実、家庭・地域での一層の読書活動の推進等が今後必要であることも明らかになりました。

こうした取組の成果と課題を整理し、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第3次）」（平成25年5月）及び「広島県子供の読書活動推進計画（第3次）」（平成26年2月）を基本とし、「呉市子供読書活動推進計画（第3次計画）」を策定することにより、学校・家庭・地域等が一体となった、更なる子供の読書活動の推進を図ります。

イ 取組方針

本計画達成のために、「本に親しむ」「たくさん読む」「目的に応じて読む」「本から学び自らの考えを深める」の四つの柱に基づき、以下の視点から取組を推進します。

(ア) 乳幼児期における子供の読書活動の推進

本に親しみ、豊かな心を育てるために、保育所（園）・幼稚園・認定こども園等や家庭において、読書の機会の提供、保護者の啓発を推進します。

(イ) 学校における子供の読書活動の推進

目的に応じて読んだり、本から学び自らの考えを深めたりする力を育てるために、学校図書館の計画的な蔵書等の充実、読書指導及び読書活動の充実を図ります。

(ウ) 地域における子供の読書活動の推進

家庭・地域等において、読書活動を推進する気運を高め、子供が本に親しむことにつながるように、まちづくりセンターの図書室・図書コーナーでの読書の機会の提供、学校・家庭・地域等が一体となった行事を推進します。

(エ) 市立図書館における子供の読書活動の推進

子供が本に親しみ、読書の楽しさを知り、本をたくさん読むことにつながるように、発達段階に応じた絵本会等の読書活動の充実、蔵書の充実等の読

書環境の整備，人材育成を推進します。

(2) 乳幼児期における子供の読書活動の推進

- ア 乳幼児からの読書の機会の提供
- イ 保護者への読書活動の啓発

(3) 学校における子供の読書活動の推進

- ア 学校図書館の計画的な整備
 - (ア) 学校図書館の蔵書等の整備・充実
 - (イ) 司書教諭の養成及び研修等の充実
 - (ウ) 読書ボランティアの活用
- イ 読書指導及び読書活動の充実
 - (ア) 読む力を育てる指導の充実
 - (イ) 読書活動の充実
 - (ウ) イベントを通じた読書活動
 - (エ) 生き方を考え，表現する機会の提供
 - (オ) 体験活動への展開

(4) 地域における子供の読書活動の推進

- ア まちづくりセンターにおける読書の機会の提供
- イ イベントを通じた読書活動の啓発

(5) 市立図書館における子供の読書活動の推進

- ア 読書活動の充実
 - (ア) 読書活動の推進
 - (イ) 読書の機会の提供
 - (ウ) 生き方を考える機会の充実
- イ 読書環境の整備
 - (ア) 蔵書の整備
 - (イ) 人材の育成
 - (ウ) 他施設への支援

- 2 呉市子供読書活動推進計画（第3次計画）（案）に対する意見の募集について
 呉市子供読書活動推進計画（第3次計画）の策定に当たり、当該計画案に対する
 意見を募集します。

(1) 意見募集をする案件名

呉市子供読書活動推進計画（第3次計画）（案）

(2) 意見募集期間等

ア 公表期間 平成28年9月20日（火）から

イ 募集期間 平成28年9月20日（火）から

平成28年10月19日（水）まで（30日間）

(3) 計画案の周知方法

ア 呉市ホームページへの掲載

イ 呉市役所8階学校教育課窓口・1階ロビー，各市民センター（支所）窓口，
 各図書館カウンターにおける配付

(4) 意見の提出方法

意見書に必要事項（意見内容並びに住所、氏名及び電話番号）を記入の上、郵
 送、ファクシミリ、電子メール、電子申請又は持参（学校教育課，各市民センタ
 ー（支所）の窓口，各図書館カウンター）により提出

(5) 意見の公表場所

呉市ホームページ，呉市役所8階学校教育課窓口・1階ロビー，各市民センタ
 ー（支所）窓口，各図書館カウンター

(6) 今後のスケジュール

9月上旬	呉市ホームページ及び市政だより10月号にて意見募集の告知
9月20日	意見募集の開始
10月19日	意見募集の締切り
1月中旬	1月定例教育委員会への意見募集結果及び計画最終案の報告
2月上旬	文教企業委員会への意見募集結果及び計画最終案の報告
3月下旬	計画の策定並びに意見募集結果及び計画の公表

呉市子供読書活動推進計画（第3次計画）（案）に対する意見の募集について

呉市教育委員会では、読書活動の充実を図ることを目的として、平成29年度から平成33年度までの5か年を計画期間とする「呉市子供読書活動推進計画」（第3次計画）（案）を作成しました。

この計画をより良いものにするため、当該計画案に対する皆様の御意見をお寄せください。

お寄せいただいた御意見を参考に計画を策定していきます。御意見に対する呉市教育委員会の考え方は、呉市ホームページや、呉市役所8階学校教育課窓口・1階ロビー、各市民センター（支所）窓口、各図書館カウンターなどで公表します。

なお、個別には回答しませんので、あらかじめ御了承ください。

また、個人が特定されるような情報については、公表しません。

【意見を募集する案件】

呉市子供読書活動推進計画（第3次計画）（案）

【意見の募集期間】

平成28年9月20日（火）～平成28年10月19日（水）※必着

【意見の提出方法・提出先】

別紙の意見書に必要事項（御意見並びに住所、氏名及び電話番号）を御記入の上、次の①から⑤までのうち、いずれかの方法で提出をお願いします。

なお、意見書を用いない場合も、必要事項を御記入の上、案件名を「呉市子供読書活動推進計画（第3次計画）（案）」として提出していただくことができます。

① 郵送で提出していただく場合

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市教育委員会学校教育課 宛

② ファクシミリで提出していただく場合

ファクシミリ番号 0823-24-9807

③ 電子メールで提出していただく場合

電子メールアドレス gakukyou@city.kure.lg.jp

（電子メールの件名を「呉市子供読書活動推進計画（第3次計画）（案）」としてください。）

④ 電子申請サービスを利用していただく場合

呉市ホームページ <http://www.city.kure.lg.jp/~ikenkoubo/>

⑤ 持参していただく場合

呉市教育委員会学校教育課（呉市役所8階、呉市中央4丁目1番6号）

※ 各市民センター（支所）窓口、各図書館カウンターでも、意見書をお受けすることができます。

※ 電話による御意見はお受けいたしませんので、御了承ください。

【問合せ先】

呉市教育委員会 学校教育課

小中一貫教育指導グループ 安部, 久保

電話 0823-25-3457（直通）

呉市教育委員会 学校教育課 宛
 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
 TEL 0823-25-3457
 FAX 0823-24-9807
 e-mail gakukyou@city.kure.lg.jp

意見書

案件名	呉市子供読書活動推進計画（第3次計画）（案）		
御意見			
住所			
氏名		電話番号	
受領通知	<input type="checkbox"/>		
<p>受領通知を希望される方は、チェック欄（<input type="checkbox"/>）にチェック（<input checked="" type="checkbox"/>）を入れてください。</p> <p>御意見に対する呉市教育委員会の考え方については、別途、ホームページ等でお知らせします。</p>			

- 単なる賛否であったり、募集内容に関連がなかったりする場合などには、呉市教育委員会の考え方をお示しできない場合があります。
- 法人その他の団体にあつては、「住所」欄に事務所又は事業所の所在地、「氏名」欄に名称及び担当者の氏名を御記入ください。
- 御意見の内容について、お問合せをさせていただくことがありますが、それ以外の目的で個人情報を使用することはありません。